

## 地方卸売市場各種手続一覧

| 番号   | 様式種類             | 提出期限等   | 根拠法令等   |
|------|------------------|---|---|
| 第1号  | 認定申請書            | 認定を受けようとするとき  | ・法第13条第1項<br>・省令第17条第1項   |
| 第2号  | 事業報告書            | 事業年度経過後90日以内<br>(卸売業者から開設者へ)  | ・第13条第5項第5号の表の5の項(2)<br>・省令第21条第1項  |
| 第3号  | 認定事項の変更に係る認定申請書  | 認定を受けた事項について変更しようとするとき  | ・法第14条において準用する同法第6条第1項<br>・省令第25条第1項  |
| 第4号  | 認定事項の軽微な変更に係る届出書 | 認定を受けた事項のうち、以下の事項を変更した日の7日後まで<br>(1)開設者の名称、住所、代表者の氏名(開設者の変更を伴うものを除く)<br>(2)卸売市場の名称<br>(3)卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の10%以内を増減するもの<br>(4)取扱品目ごとの取扱数量及び金額の実績及び見込み<br>(5)卸売市場の業務運営に体制に関する変更のうち、人員の増加又は10%未満の減少<br>(6)卸売市場の業務運営に必要な資金の確保に関する事項<br>(7)卸売業者に関する事項(卸売業者の変更を伴うもの及びいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く)<br>(8)卸売業者以外の取引参加者その他の関係者に関する事項<br>(9)業務規程の変更(法第13条第5項第3号イからハまで並びに第4号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く) | ・法第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項<br>・省令第27条第1項<br>※(3)から(9)は、運営状況報告書に変更した事項を記載することで、本届出に替えることができる。 |
| 第5号  | 業務の休止又は廃止に係る届出書  | 休止又は廃止の日の30日前まで   | ・法第14条において読み替えて準用する同法第7条<br>・省令第28条第2項  |
| 第6号  | 中央卸売市場の認定に係る届出書  | 中央卸売市場の認定申請後速やかに  | ・法第14条において読み替えて準用する同法第8条第2項<br>・省令第29条  |
| 第7号  | 運営状況報告書          | 毎年度経過後4月以内<br>(開設者から都道府県知事へ)  | ・法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項<br>・省令第30条第1項  |
| 第8号  | 誓約書              | 認定を受けようとするとき  | ・省令第17条第3項  |
| 第9号  | 地方卸売市場認定証        | 認定しようとするとき  | ・群馬県卸売市場法関係事務処理要領   |
| 第10号 | 地方卸売市場認定証再交付申請書  | 認定証の再交付を受けようとするとき   | ・群馬県卸売市場法関係事務処理要領   |

